

－個人情報保護に関する規則－

1. 情報にかかわる安全管理措置

- ①施設長 三浦宜久を個人情報管理者とし、個人情報保護の推進を図るための委員会（個人情報保護委員会）を設ける。
- ②全ての従事者との間で、個人情報保護を遵守する旨の契約を交わす。
- ③個人情報の適切な取り扱いのために従業員の教育・研修を行い、個人情報保護の意識の徹底を図る。
- ④委託業者等との間で、個人情報の安全管理措置について契約を交わし、定期的な確認を行う。
- ⑤個人データの盗難・紛失等を防止するため、機器や装置の固定などの予防対策、情報システムにおけるアクセス管理などの技術的措置、保存データが焼失、漏えいしないように適切な保存と廃棄・消去を行う。
- ⑥個人情報の盗難、紛失、あるいは消去、漏えい等の問題が発生した場合は、個人情報委員会に事実を迅速に報告し対応を図るとともに、二次被害の防止に努める。

2. 第三者提供の取り扱い

個人情報の第三者への提供・開示は本人の同意がない場合、原則として行わない。ただし、法令で定められた報告、届出等について必要な場合を除く。

3. 個人情報の開示等の手続き

個人情報について、本人から当施設（「個人情報保護相談窓口」等）に文書または口頭で開示、訂正、利用停止の申し出が行われた場合には、個人情報保護委員会に報告し、個人情報保護法及び厚生労働省ガイドライン等の定めに従い速やかに対応する。

4. 苦情への対応・体制

個人情報にかかわる相談、苦情等については、「個人情報保護相談窓口」（苦情相談窓口と同じ）で対応する。苦情等の内容を個人情報保護委員会に報告し、適切な対応をとる。